（様式第1－2号）

**農地売買等事業買入申出書**

　　年　　月　　日

（農地中間管理機構）

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長様

農地中間管理機構から下記農用地等を買入れしたいので、申し出ます。

記

１　買入希望者（申出者）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（法人名・代表者名） | （ふりがな） |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印 |
| 住所 | 〒　　　-　　　　 |  |
| 生年月日（個人） | 大正・昭和・平成 | 　　年　　月　　日（　　歳）（男・女） |
| 法人の場合 | 設立年月日 | 昭和・平成・令和 | 　　年　　月　　日 | 構成員数　　　名 |
| 連絡先 | 電話 | 携帯 |

２　対象土地

別紙のとおり

３　地域計画（目標地図）における対象土地の農業を担う者としての位置付け

|  |
| --- |
| ア　位置付けられている　　　イ　位置付けられていない |

４　買入希望者の現在の状況

|  |
| --- |
| ア　認定農業者　　イ　基本構想水準到達農業者　　ウ　認定就農者　エ　特定農業法人 |

５　承諾事項

|  |
| --- |
| 本申出書の記載内容について、農地売買等事業実施のため必要に応じて関係する機関・団体・個人に対し申出者に関する個人情報を提供しても差し支えありません。・承諾する　　　・承諾しない |

【別紙】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 所　　　在 | 地　目 | 面積（㎡） | 希望する・所有権移転時期・対価支払時期・引渡時期 | 希望する対価（円） | 利用目的 | 備　　　考 |
| 登記 | 現況 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |

別紙

（共通約定事項）

売渡申出者及び買入申出者から提出された農地売買等事業売渡（買入）申出書に基づき定められる農用地利用集積等促進計画により行われる所有権の移転は、次に定めるところによる。

第１条　この農用地利用集積等促進計画（以下「当該計画」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第７項の規定による当該計画に係る知事の公告（以下「公告」という。）をもって、当該計画の「２　各筆明細」に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権が、売渡申出者から農地中間管理機構（以下「機構」という。）に移転した上で、機構から買入申出者に移転することをその内容とした三者による契約とみなす。

２　契約日は、機構が当該計画を定めた日とする。

３　契約の効力発生日は、公告があった日（第２条第１項、第５条及び第11条の規定にあっては、契約日）とする。

第２条　買入申出者は、当該計画で定める預り金の支払期限までに、当該計画で定める支払金額に相当する額の預り金（以下「預り金」という。）を機構に対して支払うものとする。この場合における支払金額は、当該計画で定める当該土地の対価に、機構に対する事務手数料として当該土地の対価に0.5/100（消費税別）を乗じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は5,000円（消費税別）のいずれか高い額及び当該土地に係る登録免許税に相当する額（機構から買入申出者への所有権移転に係るものに限る。）を加えた額とする。

２　機構は、公告があった日（当該土地に係る譲渡所得税の特別控除に関する税務署との事前協議が必要な場合は、当該協議が整った日）以降、速やかに、売渡申出者に対して支払金額を支払うものとする。この場合における支払金額は、当該計画で定める当該土地の対価から、機構に対する事務手数料として当該土地の対価に2.5/100（消費税別）を乗じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は25,000円（消費税別）のいずれか高い額を差し引いた額とする。

３　機構は、前項の規定による支払を行うときは、預り金を機構に対する買入申出者の支払金額に充当する。

第３条　当該土地の所有権は、前条第２項の規定による機構から売渡申出者に対する支払金額の支払を完了したときに、売渡申出者から機構に移転した上で、機構から買入申出者に移転する。

２　当該土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、引渡しがあったものとみなす。

第４条　売渡申出者は、公告があったときは、機構から売渡申出者に対する支払金額の支払期限の２営業日前までに、当該土地の所有権移転登記に必要となる全ての書類を機構に提出するとともに、機構が行う権利に関する登記の申請に協力しなければならない。

第５条　法第18条第1項の規定による当該計画に係る知事への認可の申請があった日から起算して60日以内に公告がされないとき又は当該計画で定める預り金の支払期限までに買入申出者が機構に対して預り金を支払わないときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

２　前項の規定により当該契約が解除された場合において、機構が預り金を保管しているときは、機構は、買入申出者に対して預り金を返還するものとする。

第６条　当該土地の引渡し前に、天災地変その他売渡申出者、買入申出者又は機構のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、当該土地が滅失し、又は著しくその価値を減少したときは、売渡申出者、買入申出者又は機構は、当該契約を解除することができる。

２　売渡申出者、買入申出者又は機構のうち、当該計画に基づく義務を履行しない者があるときは、その者を除く当事者は、当該契約を解除することができる。

第７条　機構は、売渡申出者又は買入申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

二　法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

三　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

四　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

五　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

第８条　売渡申出者、買入申出者又は機構は、前条の規定により機構が当該契約を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を前条各号のいずれかに該当する者に請求することができる。

第９条　機構は、第５条から第７条までの規定により当該契約を解除したことにより、売渡申出者又は買入申出者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

第10条　機構は、第１条第３項に規定する契約の効力発生日をもって、売渡申出者に対する当該土地に係る契約不適合責任の履行請求権を買入申出者に譲渡し、売渡申出者は、同日、この譲渡を異議なく承諾する。

２　前項の請求権の譲渡をもって、機構は、買入申出者に対して負う契約不適合責任その他一切の責任を履行したものとし、当該土地に係る契約不適合その他一切の責任については、売渡申出者と買入申出者の間において直接解決するものとする。

第11条　第２条第１項の規定により機構が支払を受けて保管する預り金は、無利息とする。

第12条　当該土地に係る固定資産税又は土地改良賦課金その他の法令の規定に基づく処分による通常の管理に要する費用以外の費用は、その所有権の移転時期の属する年（年度）については、売渡申出者が負担する。

第13条　当該土地の面積は、土地登記簿によることとし、実測面積との間に差異が生じても、売渡申出者及び買入申出者は、異議を申し立てないとともに、当該土地の対価について増減の請求をしないものとする。

第14条　当該土地の所有権移転登記に関し、当該契約に定めのない事項については、農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和４年政令第395号）の定めるところによる。

第15条　当該契約に関し、機構を被告又は原告とする訴訟、調停その他一切の紛争の管轄裁判所を、機構所在地の管轄裁判所と定めるものとする。

第16条　当該計画に定めのない事項及び当該計画に関し疑義が生じたときは、売渡申出者、買入申出者及び機構が協議して定める。

上記約定事項について、承諾します。

買入申出者：（氏　　名）印

（記載上の注意事項等）

１　農地売買等事業買入申出書は、所有権移転の当事者ごとに別葉とする。

２　別紙中「面積」（以下「当該面積」という。）は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（　）書で下段に2段書きする。

３　別紙中「利用目的」は、現況地目とは異なる利用（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地として利用等）を目的とする場合に記載する。

４　所有権移転を希望する農地が未登記の場合、抵当権等が設定されている場合及び買入希望者以外に賃借権等の権原がある場合は、売渡希望者への登記、抵当権等の抹消後に申出書を提出する。（買入希望者以外の使用収益できる権利（賃借権等）は本事業の所有権移転登記までに抹消が必要）

５　別紙中「希望する・所有権移転時期・対価支払時期・引渡時期」は「○○年○○月○○日」と記載する。